

飯豊町いじめ防止基本方針

平成 3 1 年 3 月

飯豊町・飯豊町教育委員会

目 次

◇ はじめに	1
I いじめ問題に対する基本的な考え方	2
1 目的	2
2 いじめの定義	2
3 関係者の責務や役割	3
(1) 町の責務	3
(2) 学校及び教職員の責務	3
(3) 保護者の責務	3
(4) 町民の役割	3
4 いじめ問題等への組織的対応	3
(1) 飯豊町いじめ問題対策連絡協議会	3
(2) 町教育委員会附属機関「飯豊町いじめ問題審議会」	4
(3) 町附属機関「飯豊町いじめ重大事態再調査委員会」	4
(4) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」	4
5 関係機関との連携	4
(1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携	4
(2) 学校相互間の連携協力体制の整備	5
(3) 置賜教育事務所との連携	5
II いじめ防止等の取組	5
1 未然防止の取組	5
(1) 町としての取組	5
(2) 各学校における取組	6
(3) 家庭・地域の取組	7
2 早期発見の取組	7
(1) 早期発見のための基本的な考え方	7
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進	8
3 いじめ発生の場合の適切な対応	9
(1) いじめ対応の基本的な流れ	9
(2) いじめ発見時の緊急対応	9
(3) いじめと認知した場合の対応	9
III ネットに関連したいじめへの対応	11
1 ネット上のいじめの実態把握	11
(1) ネット上のいじめ	11
(2) ネット上のいじめの種類	12

2 ネット上のいじめの未然防止	12
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	12
(2) 家庭・地域、PTA との連携	13
3 早期発見・早期対応	13
(1) 早期発見への取組	13
(2) 早期対応への取組	14
IV 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応	14
1 発達障がいを含む障がいのある児童生徒	14
2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	14
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	15
4 被災児童生徒	15
V 重大事態への対応	15
1 基本的な対処の構造	15
2 町教育委員会又は学校による対処	16
(1) 重大事態の発生と調査	16
(2) 調査結果の提供及び報告	18
3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	19
(1) 再調査	19
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	19
VI 点検・評価と不断の見直し	20
1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	20
2 教育委員会等が行う点検・評価	20
3 学校における点検・評価	20
(1) 学校評価を通して	20
(2) 教員評価を通して	21
4 町基本方針の見直し	21
VII 添付資料	21
<input type="checkbox"/> いじめ発見調査アンケート（例）	【飯豊町教育委員会】
・ 小学校下学年（1～3年生用）	
・ 小学校上学年（4～6年生用）	
・ 中学・高校用	
<input type="checkbox"/> いじめに関する保護者アンケート（例）	【山形県教育委員会】
<input type="checkbox"/> いじめ発見のためのチェックリスト例（教職員用）	
<input type="checkbox"/> いじめ発見のためのチェックリスト例（家庭用）	
<input type="checkbox"/> 飯豊町インターネットトラブル防止資料（平成26年3月発行）	
	【飯豊町学校教育研究会 いじめ・不登校対策委員会】

飯豊町いじめ防止基本方針

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりが「いのち」輝く人間として生きることが町民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、特に学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

飯豊町では、平成23年3月に策定された「第4次飯豊町総合計画」において、「将来を担う子どもたちがのびのびと学習できる学校教育環境の整備」を学校教育の充実を図るための目標に掲げた。その目標達成のために、子どもたちが、安心・安全で楽しく学べる学習環境の整備を図るとともに、確かな学力を育むために一人ひとりの良さや個性を活かす教育の推進を図ることを今後も目指していく必要がある。飯豊町学校教育指針にも「自信あふれるいいでの子ども、安心・元気で信頼される学校」をテーマとし、子どもの「いのち」や人格を尊重した教育活動を推進するという大きな柱が盛り込まれている。

いじめ問題を考えるときに、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

各学校では、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月制定、以下「法」という。）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月策定、平成29年3月最終改定、以下「基本方針」という。）」をもとにした「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定し、対応する組織を整備している。さらに、学習指導や生徒指導、道徳教育の充実、心理検査やスクールカウンセラーの活用等による児童生徒の多面的な見取り、点検・評価と不断の見直しにより、いじめを含めた問題行動等の未然防止や、早期発見・早期解決に向けた取組を組織的に行う必要がある。

このたび、基本方針及び「山形県いじめ防止基本方針（平成26年4月策定、平成29年11月改定、以下「県基本方針」という。）」を踏まえ、町・学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、いじめの防止・早期発見及び適切な対処のための施策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒一人ひとりにとって「安心・安全で楽しく学べる」環境をつくるため、「飯豊町いじめ防止基本方針（平成27年3月策定、以下「町基本方針」という。）」を改定するものである。

平成31年 3月 飯豊町・飯豊町教育委員会

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害に当たる問題であることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このため、町基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめの対処などについて、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるための取組を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、判断する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 関係者の責務や役割

(1) 町の責務

町基本方針に基づき、町が設置する学校におけるいじめの防止等のための施策を策定し、必要な措置を講ずる。

(2) 学校及び教職員の責務

- ① 学校基本方針に基づき、保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・事案対処に組織的に取り組む。いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることから、学校基本方針について、事前に保護者、児童生徒に積極的に公開する。
- ② 学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ③ いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、解消のため、組織的かつ迅速に対処する。組織的対応により特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数による状況の見立てを行う。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ① 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「どの学校でもどの児童生徒にも起こり得る」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(3) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 町民の役割

- ① 地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

(1) 飯豊町いじめ問題対策連絡協議会

- ① 飯豊町では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、町基本方針を推進するため、飯豊町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- ② 連絡協議会の構成員は、町（総務課総務財政室・健康福祉課健康医療室・同課福祉室・住民課生活環境室）、教育委員会（教育総務課学校教育振興室・同課子育て支援室・社会教育課生涯学習振興室）、警察関係者、人権擁護委員、主任児童委員、町委嘱スクールカウンセラー、小・中校長会代表、各小・中学校いじめ防止対策担当者、PTA代表、その他教育委員会が必要と認める関係者で構成する。

- ③ 連絡協議会においては、町基本方針への意見聴取・いじめの現況の把握と情報交換等を行う。
また、町基本方針に基づく関係機関・団体の各種の取組について、PDCAサイクルを用いて定期的に点検し、必要に応じて見直す役割を果たすものとする。

(2) 教育委員会附属機関「飯豊町いじめ問題審議会」

教育委員会は、町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、設置要綱により教育委員会に飯豊町いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。審議会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。また、いじめ防止のための必要な対策に関することの審議および、法第28条第1項に基づき、学校での重大事態発生時における調査を実施し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(3) 町附属機関「飯豊町いじめ重大事態再調査委員会」

町は、小中学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、町長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。この再調査のため、飯豊町いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

(4) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

より実効的ないじめの問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、町委嘱のスクールカウンセラー、中学校に配置されている教育相談員等をはじめ、学校評議員や民生委員・児童委員など、地域内の人材に参加を求める。

町は、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人材確保に対する支援を行う。

学校いじめ対策組織の取組内容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - イ) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

5 関係機関との連携

(1) 保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

町は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、

地域社会、関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

町及び学校においては、長井警察署や法務局、児童相談所など関係機関との適切な連携を推進する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは学校警察連絡制度を活用し、長井警察署に報告し、適切な援助を求める。

いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合などには、長井警察署、児童相談所、医療機関、法務局との適切な連携を図り、必要な措置を講ずる。また、学校警察連絡協議会との連携など、平素から情報共有体制を構築しておく。

町及び学校は、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(2) 学校相互間の連携協力体制の整備

町は、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を支援する。

(3) 置賜教育事務所との連携

教育委員会は学校に対し、いじめの防止等に関する活動及び解決が困難な事案の支援、さらには重大事態発生時の調査支援に向け、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携して対応する。

II いじめ防止等の取組

1 未然防止の取組

(1) 町としての取組

- ① 各学校において作成が義務づけられている学校基本方針を確認し、その組織の在り方や普段の取組に関して、

- | |
|--|
| ア 実効性のあるいじめ防止・いじめ対応の取組が可能な基本方針か。 |
| イ 実際に機能する組織編成となっているか。 |
| ウ 調査・検査・アンケートが教育課程に位置づけられ、問題の早期発見や対応につながっているか。 |
| エ いじめの防止は、検査やアンケート・面談に注力することだけでなく、授業改善による「わかる・楽しい授業づくり」が行われているか。 |

という観点から、教育委員会から指導・助言を行っていく。

- ② 飯豊町教育研究会の事業や各学校の校内研修、学校いじめ対策組織に教育委員会指導主事を派遣し、Q-Uテストの効果的な活用法や早期の問題発見につながる個人面談の在り方、生徒指導の充実に関する研修、学校との連携などを推進していく。
- ③ 町スクールカウンセラーや自立支援員等においては、その専門性を活かし、養護教諭等の教職員と連携し、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。相談活動で得たいじめの芽やいじめの根っこに関する情報を必要に応じて教職員と共有し、

いじめの防止等に向け、共通した方向性をもって指導に当たる。

- ④ 教育委員会では、いじめに関する諸調査の結果を分析・考察し、いじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、学校に対し、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

(2) 各学校における取組

① 児童生徒理解の努力と工夫

自尊感情、自己有用感、及び人間関係形成能力の醸成は、飯豊町学校教育指針において児童生徒が目指すべき姿の根幹として位置づけている。各学校においては、児童生徒理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア) 「いのち」の教育の推進、温かな人間関係を基盤とした授業改善、居場所づくりと絆づくり等の取組を組織的・計画的に行い、心開かれた学級経営に努める。また、会話や観察のほか、組織として定期的なアンケート調査や個別面談、日記、家庭訪問など様々な取組を組み合わせ、常にアンテナを高く張り巡らせ、児童生徒及び保護者からの情報を迅速に把握することに努めること。

イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努めること。

ウ) 町教育委員会や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童生徒にも周知することでインターネット上のいじめの抑止力につなげること。

エ) 気になる児童生徒等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織により、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておくこと。

オ) 児童生徒へのアンケートを6月と11月に実施し、いじめ問題を含めた学校生活についての情報を収集するとともに、5月から6月にかけて、及び11月から12月にかけて行うQ-Uテストも参考にしながら、学級集団等の状況を常に把握・点検し、いじめを生む土壌になっていないか分析すること。

カ) 管理職をはじめ教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

これらの努力・工夫により、個々の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行うことで、児童生徒一人ひとりが安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各学校においては、校長の指導のもと、道徳教育推進教師を中心として全教員による道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳科の授業においては、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」(平成25年3月発行)等を活用し、重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を高めていく。

また、「山形県人権教育リーフレット」(平成28年3月発行)等を積極的に活用することで、児童生徒の「人権」意識を広く啓発し、人権の視点からいじめは絶対に許されないことであるという意識を高める。

③ 児童会や生徒会の主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きており、各学校の児童生徒と一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

各学校においては、児童生徒に対し「いじめは人間として許されない行為である」こと、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」ことへの理解、性的マイノリティ等多様な生き方への理解を進める。さらに、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動などの特別活動において推進することをはたらきかけていく。

児童生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

④ 教員等の資質・能力（担任力、生徒指導力）の向上

生徒指導を十分に機能させるため、児童生徒が自己存在感をもち、共感的人間関係の中で自己決定し、自己の可能性を開発できるような支援を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援等を行う。

いじめが起きにくい・いじめを許さない学級経営や部活動運営等の在り方、早期の段階でいじめの芽に気づき、認知したいじめ事案に適切に対処するための指導方法について、研修会を設定するなど、教職員の資質・能力向上に取り組む。また、部活動やスポーツ少年団の指導者等とも連携しながら、児童生徒の人間関係を把握し、児童生徒一人ひとりが自己有用感を持てる指導に努め、実践を通して担任力の向上を図る。

⑤ いじめに関する調査研究の活用

学校では、いじめに関する諸調査の結果を分析・考察し、学校におけるいじめの防止等に関する取組に反映させていく。

(3) 家庭・地域の取組

① 学校・家庭・地域のそれぞれに関わるPTAは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

② 保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭においても、児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付けるとともに、いじめに関する心配事や悩みはすぐに大人に相談するようにはたらきかけていく。

③ 児童生徒へのアンケートと同時に教職員・保護者に対してもアンケート調査を実施し、早期発見につながる情報収集を行っていく。その際に各学校における学校いじめ対策組織を活用する。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

① いじめへの迅速な対処

言葉による攻撃や叩いたり蹴ったりするなどの暴力等のいじめに対しては、その場で行為をやめさせる。遊びやふざけ合いを装った言葉による攻撃や暴力に対しては、いじめを受けている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめを受けた側の児童生徒は、いじめを行った側の児童生徒との人間関係により、いじめを受けていることを否定することもあることを忘れてはならない。聞き取りの際には、いじめを行った児童生徒との人間関係を把握し、

いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添った傾聴に努める。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめの多くは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。各学校においては、いじめを受けている児童生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを受けた児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、児童生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることは絶対にあってはならない。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

① 校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報を学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けた情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、教職員用チェックリスト等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用チェックリストやいじめに関する保護者アンケートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていくことが大切である。

③ 児童生徒と保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

イ) いじめの実態を把握する定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握する定期的なアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施に当たっては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫したり、無記名式としたりするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

教育委員会では、年に2回、県教育委員会作成のいじめ発見調査アンケートと、面談を用いたいじめの実態把握を各学校へ依頼する。このアンケートの他、チェックリストの活用や日常の教職員の観察等により、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、教育委員会の相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

相 談 先	周知について
① 飯豊町教育委員会相談窓口 87-0519 (月から金 8:30~17:15)	町報及び町ホームページにて 広報
② ヤングテレフォンコーナー (長井警察署内) 84-4970 (24時間受付)	警察にて広報
③ 県教育センター教育相談ダイヤル 023-654-8181 (月から金 9:00~20:30) (土日、祝日 8:30~17:30)	県及び県教育センターホーム ページ、リーフレットにて全児 童・生徒に配布 (県が毎年実施)
④ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 または、023-654-8383 教育相談メール non-ijime@pref.yamagata.jp	県及び県教育センターホーム ページ、リーフレットにて全児 童・生徒に配布 (県が毎年実施)

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめの防止等の対策のための組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①事実確認、②指導体制・方針、③当該いじめに関わる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、④保護者との連携の在り方、⑤今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応に当たる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめを受けた児童生徒から、事実の関係の聴取を行う際、いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめを受けた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を

伝える。いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもとに見守りを行う等、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受け児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導する等、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

② いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実確認の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を認識したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめを行った児童生徒への対応

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。出席停止の措置を行った場合は、学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③ 集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、傍観するその姿勢がいじめを行っている児童生徒にとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを行った児童

生徒と同様に指導する。なお、自分の問題としてとらえさせるため、いじめを受けた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人ひとりが具体的な行為についてどのように受け止めたらいのかを学級全体で話し合わせたりして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑤ いじめの解消

いじめが解消している状態は次の条件が満たされているものとし、解消に至るまではいじめを受けた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。

<いじめが解消している状態>

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅲ インターネットに関連したいじめへの対応

1 インターネット上のいじめの実態把握

(1) インターネット上のいじめ

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画・個人情報等を掲載したり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

インターネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒

が簡単に被害者にも加害者にもなる。

- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教職員などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもインターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) インターネット上のいじめの類型

インターネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のインターネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ① 掲示板・ブログ等でのインターネット上のいじめ
 - ア) 掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
 - イ) 掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
 - ウ) 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。
- ② メールでのインターネット上のいじめ
 - ア) メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗・中傷
 - イ) 「チェーンメール」による誹謗・中傷
 - ウ) 「なりすましメール」による誹謗・中傷
- ③ SNSを利用したインターネット上のいじめ
 - スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒の間にもSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が急速に広まっている。最近の事例ではSNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行ったり、画像や動画の送信からトラブルに発展したりするケースが発生している。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うなど、新たな形態のいじめが生じている。
- ④ その他
 - ロコみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。今後もインターネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 インターネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、インターネット上のいじめを予防する観点から、また、児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト、e-ネットキャラバン等を有効に活用する。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やインターネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

インターネット上のいじめは、今後新たな形態で発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し、未然防止や早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

そのために、教育委員会においては、県教育委員会が行う児童生徒のIT機器の使用状況等調査について、学校を通じて保護者に対して児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

各学校においても、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行うとともに、学校と連携して、インターネット上のいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からインターネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、飯豊町教育研究会いじめ・不登校対策委員会作成「飯豊町インターネットトラブル防止資料（平成26年3月発行）」などを活用し、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がインターネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

PTAにおいては、研修会のテーマにインターネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報誌により啓発する等の活動を通じてインターネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

② インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネッ

トを利用している児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくことが必要である。

③ その他

児童生徒が悩みを抱えこまないよう、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに長井警察署に通報し、適切な援助を求める。

IV 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

1 発達障がいを含む障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめを受けていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導の在り方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うに当たっては、教職員を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多く

のことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教職員自ら正しい理解をすることが大切である。

4 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

飯豊町においては、震災当時、多くの児童生徒が避難し、学校においても適切な支援が行われてきた。年月の経過とともに被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

V 重大事態への対応

1 基本的な対処の構造

- (1) 校長は重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて町へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに長井警察署に通報する。
- (2) 教育委員会は町長へ報告し、対応等について協議する。
- (3) 教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会において判断する。
- (4) 教育委員会又は学校は、上記（3）の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (5) 教育委員会又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (6) 教育委員会は、学校が上記（3）の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。

- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめを受けた児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめを受けた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2 教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース

- ① 児童生徒が自殺を図った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校・教育委員会が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告し、その後の対応について協議するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに長井警察署に通報する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる町長による調査主体とが連携し、例えば、アンケートの収集などの初期調査を教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる町長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。

④ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生予防を図るために行う。

この調査を実りあるものにするため、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢をもち、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめを受けた児童生徒

の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめを受けた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もあり得る。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により調査を行う。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

⑥ その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、町基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、町基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっ

ては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施による得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

各学校に係る調査結果は教育委員会を通じて町長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告（町基本方針Vの2（2）②）を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

町長による再調査を行う附属機関の構成員については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とする。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。町においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、学校について再調査を行ったとき、町長はその結果を町議会に報告しなければならない。町議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、町において適切に設定することとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

VI 点検・評価と不断の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめの問題は、1980年代に学校における深刻な問題として表面化してきてから何度も社会問題になってきた。各学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をはらっているが、いじめはインターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

2 教育委員会等が行う点検・評価

教育委員会においては、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うとともに、以降の取組に資するものとする。

ア) 町基本方針で定義しているいじめの重大事態

イ) 「インターネット上のいじめ」に関すること

ウ) その他、特に必要と認められるもの

また、年度末に、いじめ防止対策に係る取組について、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくようにする。

3 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組むこと。

- ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・ 日頃からいじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・ 各学校基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・ いじめの防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。また、いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

② 各学校におけるいじめ対策組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケ

ースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行うこと。

(2) 教員評価を通して

教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行っているかどうか評価すること。
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること。

4 町基本方針の見直し

町は法の施行状況や国、県の基本方針の変更等を勘案し、町基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。

VII 添付資料

- いじめ発見調査アンケート資料（例） 【飯豊町教育委員会】
 - ・ 小学校下学年（1～3年生用）
 - ・ 小学校上学年（4～6年生用）
 - ・ 中学・高校用

- いじめに関する保護者アンケート（例） 【山形県教育委員会】

- いじめ発見のためのチェックリスト例（教職員用）

- いじめ発見のためのチェックリスト例（家庭用）

- 飯豊町インターネットトラブル防止資料（平成26年3月発行）
【飯豊町学校教育研究会 いじめ・不登校対策委員会】